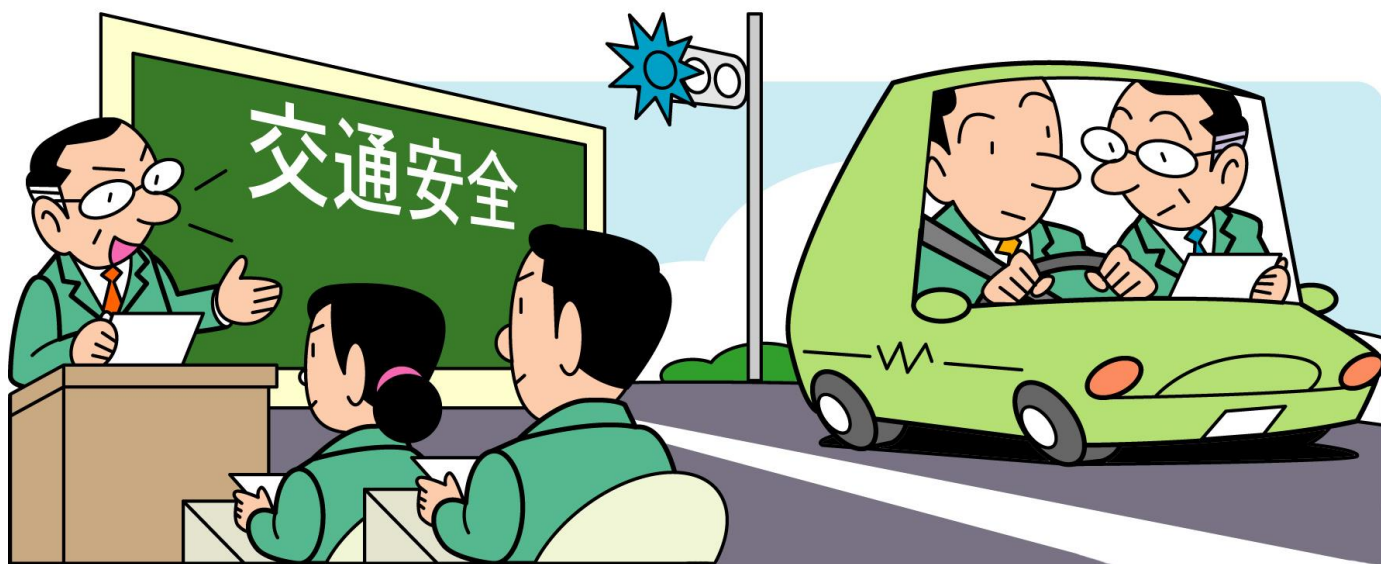


# 安全運転管理者等

## 選任届出の手引



令和5年3月改正版

自動車の使用者は、自動車の安全な運転に必要な業務を行わせるため、一定台数以上の自動車の使用の本拠ごとに安全運転管理者を選任しなければなりません。

(道路交通法第74条の3)

※ ただし、道路運送法に定める自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送業並びに貨物運送取扱事業法に定める第二種利用運送事業経営者を除きます。

### 1 安全運転管理者等の選任基準等

	安全運転管理者	副安全運転管理者						
自動車の使用台数等	<p>(1) 自家用自動車を5台以上使用しているとき (普通自動二輪車・大型自動二輪車は1台を0.5台として計算する) ※ 原付は、除く。</p> <p>(2) 乗車定員11人以上の自家用自動車を1台以上使用するとき (マイクロバスなど)</p>	<p>(1) 安全運転管理者を選任している事業所で、使用する自動車が20台以上のとき</p> <table border="1"> <tr> <td>20台以上 40台未満</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>40台以上 60台未満</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>60台以上 80台未満</td> <td>3人</td> </tr> </table> <p>以下20台を超えることに1人追加選任</p>	20台以上 40台未満	1人	40台以上 60台未満	2人	60台以上 80台未満	3人
20台以上 40台未満	1人							
40台以上 60台未満	2人							
60台以上 80台未満	3人							
資格	<p>(1) 20歳以上の者 (20台以上の自動車を使用している事業所では、30歳以上の者)</p> <p>(2) 自動車の運転管理に関し、2年以上の実務経験を有する者</p>	<p>(1) 20歳以上の者</p> <p>(2) 自動車の運転管理に関し、1年以上の実務経験を有する者、または、運転経験の期間が3年以上の者</p>						
要件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所の中で指導能力を有する者(管理職の地位にある者などが望ましい)</li> <li>・ 公安委員会の解任命令により解任された者は、解任の日から2年を経過していること</li> <li>・ 次のいずれかの違反行為をした日から2年を経過していること             <table border="1"> <tr> <td>ひき逃げ、酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、妨害運転、無免許運転、飲酒運転に関わる車両及び酒類の提供行為、飲酒運転の車両への要求依頼しての同乗行為、無免許運転に関し車両等の提供や、運転を依頼等して同乗する行為、自動車の使用制限命令違反</td> </tr> </table> </li> <li>・ 次のいずれかの違反行為の下命・容認行為から2年を経過していること             <table border="1"> <tr> <td>酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転、最高速度違反運転、無資格運転、積載制限違反運転、放置駐車</td> </tr> </table> </li> </ul>		ひき逃げ、酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、妨害運転、無免許運転、飲酒運転に関わる車両及び酒類の提供行為、飲酒運転の車両への要求依頼しての同乗行為、無免許運転に関し車両等の提供や、運転を依頼等して同乗する行為、自動車の使用制限命令違反	酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転、最高速度違反運転、無資格運転、積載制限違反運転、放置駐車				
ひき逃げ、酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、妨害運転、無免許運転、飲酒運転に関わる車両及び酒類の提供行為、飲酒運転の車両への要求依頼しての同乗行為、無免許運転に関し車両等の提供や、運転を依頼等して同乗する行為、自動車の使用制限命令違反								
酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転、最高速度違反運転、無資格運転、積載制限違反運転、放置駐車								

## 2 安全運転管理者等の届出

自動車の使用者は、安全運転管理者・副安全運転管理者を選任したときは、選任した日から15日以内に使用の本拠地を管轄する警察署を経由して公安委員会に届出なければなりません。これは、解任したときも同様です。

### (1) 安全運転管理者・副安全運転管理者を選任したとき必要な書類

提出書類	安全運転管理者	副安全運転管理者
安全運転管理者に関する届出書 ※注1	1通	1通
運転記録証明書 ※注2	1通	1通
運転管理経歴証明書 ※注3	1通	どちらか1通
運転免許証の写し	どちらか1通	※注4
住民票の写し		※注5

※注1 安全運転管理者、副安全運転管理者に関する届出書、運転管理経歴証明書は、「栃木県電子申請システム」からダウンロードすることもできます。

※注2 運転記録証明書は自動車安全運転センターで発行しております。警察署もしくは交番等にある「運転経歴に係る証明書申請書」の申込用紙で、自動車安全運転センターに運転記録証明書の3年間もしくは5年間のものを申請してください。但し、安全運転管理者等になる予定の方が運転免許の交付を受けたことのない場合は添付の必要はありません。

運転記録証明書は、原則3カ月以内のものを提出してください。

※注3 運転管理経歴証明書は、勤務先等から発行していただきます（従前の勤務先で運転管理経歴を証明できるのであれば、従前の勤務先から発行でも可）。

※注4 副安全運転管理者は、運転管理経歴証明書（運転管理経験1年以上）または運転免許証の写し（運転経歴3年以上）のいずれかが必要となります。

※注5 上記の※注4で運転免許証の写しを選択した場合は、住民票の写しは不要です。

※自動車運転代行業の安全運転管理者等の届出は、自動車運転代行業にかかる申請方法をご確認ください。

### (2) 安全運転管理者・副安全運転管理者を解任するとき必要な書類

提出書類	安全運転管理者	副安全運転管理者
安全運転管理者に関する届出書	1通	1通

・ 使用車両が法定台数未満に減少または事業所が倒産・閉鎖をした場合の届出

### (3) 届出書記載事項の変更に必要な書類

提出書類	安全運転管理者	副安全運転管理者
安全運転管理者に関する届出書	1通	1通

- ① 自動車使用の本拠の位置または名称の変更
- ② 安全運転管理者の氏名（改姓等）の変更
- ③ 自動車台数・運転者数の変更等
- ④ 届出者の住所・名称もしくは氏名または代表者の氏名の変更

### 3 安全運転管理者手帳について

安全運転管理者手帳は、一般社団法人 栃木県安全運転管理者協議会で発行しています。事業所で継続使用しますので、管理者が変更になる場合は、新任者に引き継いでください。

管理者手帳を紛失等した場合は、一般社団法人 栃木県安全運転管理者協議会に連絡してください。

### 4 届出の方法

安全運転管理者届出書の提出方法については、直接、管轄の警察署に持参するか、管轄警察署に郵送で申請するよう願います。

なお、郵送申請で必要書類が不足している場合は、追加で郵送していただきますので、発送前のご確認をお願いします。

令和4年1月4日以降P、警察行政手続サイトでも届出できるようになりました。詳しくは下記よりご確認ください。



[栃木県警察／安全運転管理者等に関する申請手続き  
\(tochigi.lg.jp\)](http://www.pref.tochigi.lg.jp/keisatu/n27/tetuzuki/ankan.html)

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/keisatu/n27/tetuzuki/ankan.html>

※ご不明の点がありましたら、下記へお尋ねください。

#### 問い合わせ先

##### ○届出に関すること

栃木県警察本部交通部交通企画課

〒320-8510 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

TEL 028-621-0110 (内線 5023)

又は、各警察署交通課交通総務係

##### ○運転記録証明書に関すること

自動車安全運転センター栃木県事務所

〒322-0017 栃木県鹿沼市下石川 681 (免許センター内1階)

TEL 0289-76-1411

